

岐阜県公報

第 六 百 九 十 三 号
令 和 八 年 六 月 十 二 日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 二四七^ハ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 二四七

公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 二四九

土地改良区の定款の変更認可

(岐阜農林事務所) 二五〇

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十六号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三保健所長の部八の項及び九の項を次のように改める。

八及び九 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和八年六月十二日

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年六月十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 杉 内 京 雄

- 1 令和8年6月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,596,365人
- 2 総数の50分の1の数
31,928人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
299,546人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	330,062	110,021
大垣市	142,667	47,556
高山市	69,629	23,210
多治見市	87,620	29,207
関市・美濃市	84,674	28,225

丹波川市	60,259	20,087
瑞浪市	28,906	9,636
羽島市	54,856	18,286
恵那市	38,226	12,742
美濃加茂市	42,517	14,173
土岐市	44,420	14,807
各務原市	118,722	39,574
可児市	91,238	30,413
山県市	20,618	6,873
瑞穂市	44,057	14,686
飛騨市	18,372	6,124
本巣市	42,030	14,010
郡上市	31,292	10,431
下呂市	23,842	7,948
海津市	26,328	8,776
羽島郡	39,310	13,104
養老郡	21,743	7,248
不破郡	26,220	8,740
安八郡	19,017	6,339
揖斐郡	52,036	17,346
加茂郡	37,704	12,568

公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年六月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

高山市清見町牧ヶ洞の一部（牧ヶ洞の一部）（一）

三 調査を行った期間

令和二年七月から令和七年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

高山市（清見町牧ヶ洞の一部）の地籍図

高山市（清見町牧ヶ洞の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年五月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年六月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

下呂市萩原町羽根の一部（羽根四）

三 調査を行った期間

令和元年十一月から令和七年九月まで

四 地図及び簿冊の名称

下呂市（萩原町羽根の一部）の地籍図

下呂市（萩原町羽根の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年五月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年六月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

下呂市萩原町羽根の一部（羽根五）

三 調査を行った期間

令和元年十一月から令和七年九月まで

四 地図及び簿冊の名称

下呂市（萩原町羽根の一部）の地籍図

下呂市（萩原町羽根の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年五月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年六月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

加茂郡東白川村大字五加の一部（大沢）

三 調査を行った期間

令和四年七月から令和七年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡東白川村（大字五加の一部）の地籍図

加茂郡東白川村（大字五加の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年五月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年六月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

加茂郡東白川村大字越原の一部（曲坂）

三 調査を行った期間

令和四年六月から令和七年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図

加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年五月二十八日

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年六月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
岐 阜 市 合 渡 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 八

令和八年六月十二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社